

報道資料

発表日 令和2年12月25日

所属 食と農の振興部農業水産振興課、畜産課

担当 農業水産振興課 豊田・小島 0742-27-7480(3842)
畜産課 須原・高田 0742-27-7448(3882)

県内死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス 確定検査陽性について

奈良県吉野郡大淀町で12月20日（日）に回収され簡易検査で陽性となったオオタカ1羽の死亡個体について、鳥取大学において実施していた確定検査の結果、本日、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）が検出されました。

1. これまでの経緯

- 12月20日（日）
- ・吉野郡大淀町において、オオタカ1羽の死亡個体を回収。
 - ・奈良県家畜保健衛生所において簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認。
 - ・環境省が回収場所から半径10km範囲を野鳥監視重点区域に指定。
 - ・県は当該地域内の野鳥巡視を開始。
 - ・半径3km内の県内家きん飼養者1戸について、電話により異常のないことの確認および消毒薬の配布を実施。
 - ・県内家きん飼養者（95戸）に情報提供し、異常のないことを確認。
- 12月25日（金）
- ・鳥取大学において確定検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）を検出。

2. 今後の対応について

野鳥監視重点地域内の巡回監視を継続し、より一層監視を強化。

3. 留意事項

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

【報道機関へのお願い】

- 鳥インフルエンザウイルスは、現場で取材される際などに靴底や車両を通じて拡散する懸念がありますので、検出地点周辺への立ち入りや取材は厳に慎むようお願いします。
- 鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- 今後とも、本件に関する情報提供に努めますので、家きん生産者等の関係者や消費者が、根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。